

## 資 料 編

1. 日本における「自営的雇用」
2. 各国における雇用・自営関係についての法的判断基準
3. 日本における「雇用的自営」分野の先行調査研究
4. 裁判例リスト
5. 調査票：業務委託契約従事者の活用実態に関する調査
6. 業務委託契約従事者調査の自由回答
7. 調査票：NPO法人における能力開発と雇用創出に関する実態調査
8. 「NPO法人における能力開発と雇用創出に関する実態調査」基礎クロス集計

## <資料1>

### 日本における「自営的雇用」

「自営的雇用」の検討は、2004年度以降の研究課題ではあるが、大雑把に整理すると、以下のようになる。

#### 1. 最低保障額の低い歩合給労働者

○出来高給だけの労働者及び「定額制プラス出来高給」のうち定額部分が50%未満の者は、産業計で2.4%（2002年就労条件総合調査、厚生労働省）

産業・企業規模	出来高払い制		
	計	定額制+出来高給	出来高給
調査	2.4	1.6	0.8
1,000人以上	1.6	1.3	0.3
100人～999人	2.9	1.6	1.2
30人～99人	3.1	2.0	1.1
製造業	0.1	0.1	0.0
卸売・小売業、飲食店	0.4	0.3	0.1
金融・保険業	6.3	3.9	2.4
不動産業	1.7	1.7	-
サービス業	1.2	0.7	0.5

注) 賃金の一部が出来高給の労働者の場合、定額部分が50%以上であれば「定額制」の該当する形態に、50%未満であれば「出来高払い制」の「定額制+出来高給」の形態となっている。

○生命保険外交員（実働営業職員数）は、25.2万人（2002年、生命保険文化センター調べ）

○ハイヤー・タクシー運転手は、36万人（法人タクシーのみ）（2003年3月末、全国乗用自動車連合会調べ）

#### 2. 裁量労働制適用労働者

○専門業務型お呼び企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者は、産業計で0.6%（2003年就労条件総合調査、厚生労働省）

(単位：%)

産業・企業規模	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	専門業務型裁量労働制		
		事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制
調査	5.8	5.1	0.6	0.0
1,000人以上	8.1	6.9	1.1	0.1
100人～999人	5.0	4.5	0.4	0.0
30人～99人	2.7	2.6	0.1	0.0
製造業	5.0	3.8	1.1	0.1
卸売・小売業、飲食店	7.2	6.8	0.3	0.1
金融・保険業	7.6	7.6	-	-
不動産業	7.6	7.6	-	-
サービス業	3.4	2.5	0.9	0.0

#### 3. 副業

○副業を持っている労働者は、255.5万人（男：154.7、女：100.7）（2002年就労構造基本調査、厚生労働省）。なお、マルチプルジョブホルダー（副業従事者）は、1人の使用者との従属関係にはない、ということで、本論文では「自営的雇用」に含めている。

#### 4. テレワーク

○テレワークに従事している雇用労働者は、311万人（国土交通省『2002年日本のテレワーク実態調査』での週8時間以上テレワーク実施者）。